

令和５年第４回太子町議会定例会（第505回町議会）会議録（第１日）

令和５年８月30日

午前 10 時 開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 報告第５号 太子町債権管理条例に基づく債権の放棄の報告について
- 6 報告第６号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 7 報告第７号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について
- 8 同意第３号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 9 承認第２号 功労者等の承認について
- 10 選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 11 議案第34号 令和５年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第３号）
- 12 議案第35号 令和５年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
- 13 議案第36号 令和５年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第１号）
- 14 議案第37号 令和５年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
- 15 議案第38号 令和５年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第１号）
- 16 議案第39号 令和５年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第１号）
- 17 議案第40号 物品購入契約の締結について（学校給食共同調理センター食器）
- 18 議案第41号 兵庫県町土地開発公社の解散について
- 19 議案第42号 令和４年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について
- 20 議案第43号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第44号 太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第45号 太子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第46号 太子町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 24 認定第１号 令和４年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 25 認定第２号 令和４年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 26 認定第３号 令和４年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 27 認定第４号 令和４年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 28 認定第５号 令和４年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 29 認定第６号 令和４年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
- 30 認定第７号 令和４年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について
（認定第１号～認定第７号についての監査委員の審査報告）

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 報告第５号 太子町債権管理条例に基づく債権の放棄の報告について

- 6 報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 7 報告第7号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について
- 8 同意第3号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 9 承認第2号 功労者等の承認について
- 10 選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 11 議案第34号 令和5年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）
- 12 議案第35号 令和5年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第36号 令和5年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 14 議案第37号 令和5年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 15 議案第38号 令和5年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）
- 16 議案第39号 令和5年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 17 議案第40号 物品購入契約の締結について（学校給食共同調理センター食器）
- 18 議案第41号 兵庫県町土地開発公社の解散について
- 19 議案第42号 令和4年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について
- 20 議案第43号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第44号 太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第45号 太子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第46号 太子町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 24 認定第1号 令和4年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 25 認定第2号 令和4年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 26 認定第3号 令和4年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 27 認定第4号 令和4年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 28 認定第5号 令和4年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 29 認定第6号 令和4年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
- 30 認定第7号 令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について
（認定第1号～認定第7号についての監査委員の審査報告）

会議に出席した議員

1 番	吉 田 智 子	2 番	山 本 順 久
3 番	玉 田 晶 久	4 番	桑 名 幸 夫
5 番	出 原 賢 治	6 番	森 田 哲 夫
7 番	玉 田 正 典	8 番	中 薮 清 志
10 番	藤 澤 元之介	11 番	首 藤 佳 隆
12 番	北 川 嘉 明	13 番	中 島 貞 次
14 番	清 原 良 典	15 番	松 浦 崇 志

会議に欠席した議員

9 番 堀 卓 史

会議に出席した事務局職員

局 長	田 中 秀 彦	書 記	蛭 井 のり子
書 記	竹 田 早 紀		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	沖 汐 守 彦	副 町 長	榮 藤 雅 雄
-----	---------	-------	---------

教 育 長 糸 井 香代子
生活福祉部長 嶋 津 一 弥
教 育 次 長 森 文 彰
監 査 委 員 村 瀬 敏 紀

総 務 部 長 森 田 好 紀
経 済 建 設 部 長 松 谷 真 利
財 政 課 長 佐々木 信 人

議長挨拶

○議長（松浦崇志） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

今年も猛暑と言える真夏日が続き、まだまだ残暑厳しい折ではございますが、議員各位におかれましては極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに令和5年第4回太子町議会定例会（第505回町議会）が開会できますことは、町政伸展のため、誠に御同慶に堪えません。

さて、今期定例会は、人事案件をはじめ、条例の制定、補正予算、令和4年度一般会計、特別会計、企業会計の決算認定など多数の重要案件を長期間にわたり御審議いただくことになっております。さらに、会期中には令和4年度決算審議のため、一般会計決算委員会の設置も予定されているところであります。何とぞ議員各位におかれましては格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願いを申し上げまして、誠に簡単ではございますが、開会の御挨拶といたします。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（沖汐守彦） 令和5年第4回太子町議会定例会（第505回町議会）が開催されるに当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

暦の上では立秋を過ぎましたが、まだまだ暑い日々が続いております。議員各位におかれましては公私とも大変御多用な中、御健勝にて本会議に御出席をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。また、平素は町行政の推進に御理解、御協力を賜っておりますことを重ねてお礼申し上げます。本当にありがとうございます。

今年の夏は台風7号が兵庫県を縦断するという事で、この揖龍地域は本当に大きな被害がなく、よかったのですが、各地に大きな被害が出ております。被害に遭われました方々にお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い復旧・復興を願わずにはおられません。同時に、自然災害の脅威、日々の危機管理の重要性、大切さを改めて再認識しているところであります。また、今年は4年ぶりに行動制限がなくなり、町内の各地域においては盆踊りあるいは交流イベントが開催され、地域のにぎわいが戻り、地域コミュニティの育成につながっておりますことを大変喜ばしく思っております。しかし、一方で新型コロナウイルスの感染が再拡大している状況にあり、改めて感染防止対策の継続をお願いしているところであります。

さて、今期定例会におきましては、人事案件をはじめ、補正予算、条例並びに各会計の決算など重要案件の審議をお願い申し上げます。提出させていただきました各案件の内容につきましては、後ほど詳細説明をさせていただきます。何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。誠に簡単であります。町議会定例会の開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

~~~~~

（開会 午前10時04分）

○議長（松浦崇志） ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまか

ら令和5年第4回太子町議会定例会（第505回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

なお、本日の会議は、堀卓史議員から体調不良のため欠席される旨の届けがありました。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松浦崇志） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、出原賢治議員、森田哲夫議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（松浦崇志） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月25日までの27日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月25日までの27日間に決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（松浦崇志） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、令和5年第3回定例会において議決され、その取扱いを議長に一任されておりました教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元に係る意見書につきましては、議決後直ちに関係方面へ提出し、その善処方を要望しておきましたので御了承願います。

次に、本日町長から議案等25件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和4年度5月分、令和5年度5月分及び6月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、組合議会議員等から組合議会等の報告書が提出されましたが、既に配付済み及び本日お手元に配付しておりますので御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職・氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。このうち村瀬敏紀監査委員には本日と定例会4日目の会議のみ、福井照子町民課長、肥塚馨社会福祉課長、改野学由管理課長には定例会4日目の会議のみ出席要求をいたしておりますので御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（松浦崇志） 日程第4、広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴委員会から、6月26日、7月3日、7月11日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

~~~~~

**日程第5 報告第5号 太子町債権管理条例に基づく債権の放棄の報告について**

○議長（松浦崇志） 日程第5、報告第5号太子町債権管理条例に基づく債権の放棄の報告についてを議題とします。

本件について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 報告第5号太子町債権管理条例に基づく債権の放棄の報告について説明を申し上げます。

本案件につきましては、太子町債権管理条例第6条の規定により、債権を放棄したものについて、同条例第7条の規定により、放棄した債権の名称、件数、金額及び放棄した理由を報告させていただくものであります。

以上です。

○議長（松浦崇志） 報告内容の説明が終わりました。

以上で報告第5号を終わります。

~~~~~

日程第6 報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（松浦崇志） 日程第6、報告第6号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 報告第6号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明を申し上げます。

本案件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和4年度決算について実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率を報告させていただくものであります。

以上であります。

○議長（松浦崇志） 報告内容の説明が終わりました。

以上で報告第6号を終わります。

~~~~~

**日程第7 報告第7号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について**

○議長（松浦崇志） 日程第7、報告第7号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

教育長。

○教育長（糸井香代子） 報告第7号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について説明を申し上げます。

本案件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行ったものを報告させていただくものであります。

点検及び評価の対象は令和4年度に推進した主な教育諸事業で、「学校教育の充実」、「社会教育の充実」を基本として、各項目に即した施策、事業ごとに点検・評価を実施いたしました。

よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 報告内容の説明が終わりました。

以上で報告第7号を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第8 同意第3号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて**

○議長（松浦崇志） 日程第8、同意第3号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 同意第3号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、教育委員会の委員である竹澤秀代氏の任期が本年9月30日付をもって満了になることに伴い、引き続き同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、町議会の同意を求めるものであります。

竹澤氏の経歴につきましては参考資料のとおりであります。教育に対する広い識見、教育行政の推進に適任者であると考えております。なお、任期は令和5年10月1日から令和9年9月30日までの4か年であります。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから同意第3号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（松浦崇志） ただいまの出席議員は13名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に吉田智子議員及び山本順久議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（松浦崇志） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(松浦崇志) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

(職員点呼、投票)

○議長(松浦崇志) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

吉田智子議員及び山本順久議員、開票の立会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長(松浦崇志) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 13票です。

投票のうち賛成 13票、反対 0票です。

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第3号は原案のとおり同意されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

~~~~~

日程第9 承認第2号 功労者等の承認について

○議長(松浦崇志) 日程第9、承認第2号功労者等の承認についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(沖汐守彦) 承認第2号功労者等の承認について説明を申し上げます。

本案件につきましては、太子町表彰条例及び同条例施行規則の規定によりまして、功労者の表彰を行いたく町議会の承認を求めるものでございます。

本年度は、7月19日に太子町まちづくり審議会に諮問しまして答申を得ました自治功労賞2名、社会功労賞3名、スポーツ功労賞1名の承認を求めるものであります。

なお、功労者の氏名、功績内容等につきましては別添参考資料のとおりですので、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長(松浦崇志) 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(松浦崇志) 全員賛成です。したがって、承認第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第10 選挙管理委員及び同補充員の選挙

○議長(松浦崇志) 日程第10、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

まず、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員に、太子町鵜110番地、武田紀彦氏、太子町宮本146番地、三輪元昭氏、太子町太田486番地1、秋澤由美氏、太子町佐用岡153番地1、八木美紀子氏、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました武田紀彦氏、三輪元昭氏、秋澤由美氏、八木美紀子氏、以上の方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました武田紀彦氏、三輪元昭氏、秋澤由美氏、八木美紀子氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。追って、御本人には会議規則第33条第2項の規定により、文書により当選の告知をします。

次に、選挙管理委員の補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員の補充員、第1順位、太子町太田1312番地1、二ノ丸麻理子氏、第2順位、太子町竹広220番地、山田隆昭氏、第3順位、太子町松尾313番地2、井上仁氏、第4順位、太子町下阿曾138番地、吉田覚氏、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました第1順位、二ノ丸麻理子氏、第2順位、山田隆昭氏、第3順位、井上仁氏、第4順位、吉田覚氏、以上の方を選挙管理委員の補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第1順位、二ノ丸麻理子氏、第2順位、山田隆昭氏、第3順位、井上仁氏、第4順位、吉田覚氏、以上の方が順序のとおり選挙管理委員の補充員に当選されました。追って、御本人には会議規則第33条第2項の規定により、文書により当選の告知をします。

お諮りします。

本日の日程第11、議案第34号から日程第30、認定第7号までは本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第4日目以降に行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第11 議案第34号 令和5年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）

○議長（松浦崇志） 日程第11、議案第34号令和5年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第34号令和5年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正、事業進捗に係る経費の補正及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ1億6,729万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を128億1,922万7,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰越金、諸収入の追加と繰入金、町債の減額であります。

次に、歳出予算につきましては、議会費、総務費、衛生費、農林水産業費、消防費、教育費の追加と民生費、土木費の減額であります。また、地方債の補正につきましては臨時財政対策債の限度額を変更するものであります。

詳細につきましては総務部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） それでは、議案第34号令和5年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）について詳細を説明申し上げます。

今回の補正は、歳入予算では前年度決算に伴う繰越金の追加や地方交付税及び国県支出金、町債等の補正であり、歳出予算では人事異動等に伴う職員給、手当等の補正、事業執行に係る必要経費を補正するものでございます。

それでは、歳出から説明いたします。

14ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節18負担金、補助及び交付金3,000円の減額は、

神姫バス株式会社に対する補助金確定に伴うものであります。

目12コミュニティ施設整備費、節18負担金、補助及び交付金130万円の補正は、自治会要望の増加に対応するため、放送施設の新設及び更新補助金を追加するものでございます。

目13基金費、節24積立金、財政調整基金積立金1億4,824万円の追加は、前年度決算による実質収支額の2分の1以上の積立てを規定した地方財政法第7条第1項によるものであります。

16ページの項4選挙費及び18ページの項5統計調査費の補正は、事業費の確定によるものでございます。

同じく、18ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節27繰出金は、国民健康保険特別会計繰出金を人件費等の補正に伴い293万8,000円減額するものでございます。

目2老人福祉費、節22償還金、利子及び割引料3,000円は、介護保険特別会計における前年度事業費の精算金を同会計から繰り入れ、県に返還するものでございます。また、節27繰出金は、介護保険特別会計繰出金を保険給付事業費や人件費の補正に伴い、791万円減額するものでございます。

目4後期高齢者医療費、節27繰出金は、後期高齢者医療特別会計繰出金を主に人件費の補正に伴い234万9,000円追加するものでございます。

目6障害者医療費、節22償還金、利子及び割引料157万7,000円の補正は、前年度事業費の精算による返還金でございます。

20ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節12委託料187万円の補正は、要保護児童対策として養育に係る支援が特に必要な家庭等への訪問増加に伴い、居宅介護事業所への委託料を追加するものでございます。

目4母子家庭等医療費及び目6乳幼児等医療費の補正は、前年度の事業実績により県の補助金を精算するものでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節27繰出金は、水道事業会計繰出金を人件費の補正に伴い、25万8,000円減額するものでございます。

目2予防費及び目3母子衛生費のうち節22償還金、利子及び割引料75万6,000円は、前年度事業費の精算により国や県の負担金を返還するものでございます。

22ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目4米生産調整推進費、節14工事請負費129万8,000円は、糸井ふれあい農園跡地について年内の借地契約満了に伴い、原状復旧に係る費用を計上しております。

目5農地費、節12委託料は、石海中部地区（老原、宮本、船代地区と福地の一部地区）の圃場整備に向けた取り組みとして、区画変状や用排水計画の決定に必要となる一筆地の測量業務費用を追加するものでございます。

24ページをお願いいたします。

款8土木費、項4都市計画費、目2下水道事業費、節27繰出金は、下水道事業会計繰出金を人件費の補正に伴い、10万3,000円追加するものでございます。

款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費、節7報償費111万5,000円の追加は、消防団員の退団者数の確定等に伴う退職報償金を計上しております。

目4災害対策費の財源更正は、兵庫県市町職員互助会の安全・安心のまちづくり事業助成金に採択された防災対策に係る事業費について、当初予算のふさと応援基金活用事業から振り替えるものでございます。

款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節14工事請負費は、国、県からの要請により森林環境整備促進基金を活用し、龍田小学校の教室に設置されている木製ランドセル棚等を改修するものでございます。

26ページをお願いいたします。

項4幼稚園費、目2教育振興費、節17備品購入費30万円の追加は、NPO法人からの寄附金を活用し、幼稚園教育の充実に向けて玩具や3歳児用の遊具を購入するものでございます。

項5社会教育費、目7会館管理費、節12委託料及び節14工事請負費の補正は、旧庁舎で実施している適応指導教室のふれあいホールへの移転に向けて空調や照明機器等を改修するものであります。また、節17備品購入費の補正は、ふれあいホールで活動している陶芸部の用具の保管庫を購入するものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款10地方特例交付金89万1,000円は、交付決定に伴う減収補填特例交付金の追加でございます。

款11地方交付税1億1,386万4,000円は、交付決定に伴う普通交付税の追加でございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金36万6,000円は、前年度事業費の精算に伴う追加でございます。

項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金62万9,000円は、歳出予算の補正に伴うものでございます。

款16県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金809万9,000円のうち市町振興支援交付金1,000円の減額は、歳出で申し上げたバス対策費補助金の減額によるものであり、躍動する兵庫応援事業補助金810万円につきましては、県に事業採択された地方創生の取り組みに対する交付金で補助率は2分の1でございます。なお、当初予算に計上した地方公共交通計画策定事業や体育施設利用者増進事業などに財源更正を行っております。

目2民生費県補助金117万円は、過年度精算金の追加や歳出予算の補正に伴うものでございます。

項3委託金、目1総務費委託金667万円の減額は、統計調査費や選挙費に係る事業費の確定によるものでございます。

12ページをお願いいたします。

款18寄附金、項1寄附金、目3教育費寄附金23万1,000円は、幼稚園教育の充実に対するNPO法人からの寄附金でございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金2億3,995万8,000円の減額は、今回の補正予算における財源調整でございます。

目2ふるさと応援基金繰入金は、当初予算で基金の充当を予定した事業が躍動する兵庫応援事業補助金及び安全・安心のまちづくり事業助成金の対象事業に採択され、財源更正により321万6,000円を減額しております。

目4森林環境整備促進基金繰入金1,127万5,000円は、歳出で申し上げた龍田小学校ランドセル棚ほか改修工事費に充てるものでございます。

項2特別会計繰入金、目2介護保険特別会計繰入金3,000円は、歳出で申し上げた県への返還金に係る繰入金でございます。

款20繰越金につきましては、令和4年度一般会計決算の実質収支額により補正するものでございます。

款21諸収入、項3雑入、目2雑入、節1総務費雑入300万円は、兵庫県市町職員互助会の交付決定に伴うものでございます。節2民生費雑入1,249万7,000円は、後期高齢者療養給付費の前年度精算金でございます。節3衛生費雑入及び節4農林水産業費雑入は、派遣職員の人件費補正に伴うものでございます。

款22町債、項1町債、目6臨時財政対策債は、普通交付税の算定に伴い決定された発行可能額により2,160万5,000円を減額するものでございます。

最後に、6ページをお願いいたします。

第2表の地方債補正は、臨時財政対策債の補正に合わせて限度額を変更するものでございます。

以上で議案第34号令和5年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

## 日程第12 議案第35号 令和5年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（松浦崇志） 日程第12、議案第35号令和5年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第35号令和5年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正及び前年度精算等による補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ1,378万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億3,699万9,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰入金、繰越金の追加であります。

歳出予算につきましては、諸支出金の追加と総務費の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） それでは、議案第35号令和5年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入予算におきましては人事異動等に伴う一般会計繰入金の減額、前年度決算額の確定による繰越金の追加等を行う補正であります。一方、歳出予算におきましては人件費の減額、令和4年度保険給付費等交付金の実績精算による償還金の追加を行う補正であります。

それでは、歳出から説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、異動等に伴う人件費補正といたしまして293万8,000円を減額しております。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金につきましては、令和4年度保険給付費等交付金、令和5年2月診療分の実績精算による償還金1,671万9,000円を追加しております。

続きまして、歳入について説明いたします。

同じく6ページでございます。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、節3職員給与費等繰入金において、歳出の総務費において人件費を減額したことから人件費分と同額の293万8,000円を減額しております。

款5繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出の財源調整として1,391万4,000円を追加しております。

款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、令和4年度実質収支額1,280万5,143円から当初予算措置額を差し引きました280万5,000円を追加しております。

以上の結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,378万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億3,699万9,000円とするものでございます。

以上で詳細説明のほうを終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第13 議案第36号 令和5年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（松浦崇志） 日程第13、議案第36号令和5年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第36号令和5年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正、実績精算等による補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額に4,962万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億6,630万3,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、支払基金交付金、繰越金の追加と国庫支出金、県支出金、繰入金の減額であります。

歳出予算につきましては、保険給付費、基金積立金、諸支出金の追加と総務費、地域支援事業費の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 議案第36号令和5年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入では、前年度決算額の確定による繰越金の追加に加えまして、異動等による人件費の増減等に伴う国県補助金等を補正するものでございます。歳出では、異動等による人件費及び前年度決算額の確定による償還金に加え、不足が見込まれます保険給付費等を補正するものでございます。また、職員人件費につきましては、特別会計総額で1,879万3,000円を減額しておりますが、款1総務費に予算計上しております一般管理費の正規職員が前年度に比べまして1名減少したこと、及び款3の地域支援事業費に予算計上しております正規職員の職員構成等が変わったことが主な要因でございます。

それでは、歳出から説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費、目3介護予防福祉用具購入費につきましては、本年4月から6月までの実績を昨年度と比較いたしましてサービス利用者が当初より上回る

と見込まれることから、61万9,000円を追加しております。

10ページをお願いいたします。

款4基金積立金につきましては、歳入歳出の財源調整によるもので3,569万3,000円を追加しております。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金につきましては、各事業の令和4年度分を精算した結果、国庫、支払基金、県費への返還金として総額3,210万円を計上しております。

項2繰出金、目1他会計繰出金につきましては、一般会計で予算計上する必要がある低所得者保険料軽減負担金の県負担分につきまして、令和4年度精算により2,835円を返還する必要があることから一般会計へ3,000円を繰り出ししております。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款4国庫支出金、款5支払基金交付金、款6県支出金及び款8繰入金につきましては、歳出で申し上げました款2保険給付費の追加及び異動等による職員人件費の増減に伴う国県補助金、繰入金等の補正でございます。

また、款8繰入金、項1一般会計繰入金、目4低所得者保険料軽減繰入金につきましては、今回の一般会計補正予算で計上しております令和4年度低所得者保険料軽減負担金の国追加交付分を介護保険特別会計で受けるため、36万6,000円を計上しております。

款9繰越金につきましては、令和4年度からの繰越金としまして6,463万2,000円を追加しております。

以上で議案第36号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第14 議案第37号 令和5年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（松浦崇志） 日程第14、議案第37号令和5年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第37号令和5年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費と実績精算による補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ247万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億6,104万5,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰入金、繰越金の追加であります。

歳出予算につきましては、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金の追加であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 議案第37号令和5年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入予算におきましては事務費繰入金の追加、前年度繰越金を追加するもので

ございます。

歳入予算におきましては、人件費の追加、過年度分の後期高齢者医療広域連合保険料納付金を追加するものでございます。

それでは、歳出から説明いたします。

6 ページをお願いいたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、職員人件費235万4,000円を追加しております。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金は、令和 5 年 4 月及び 5 月の保険料の収納分であります過年度分の保険料納付金を11万9,000円追加しております。

次に、歳入について説明いたします。

6 ページをお願いいたします。

款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金は、歳入歳出の財源調整を行うため、234万9,000円を追加しております。

款 5 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金は、令和 5 年 4 月、5 月収納の保険料を令和 4 年度分の過年度保険料納付金として広域連合に納付することになっているため、当初から繰越金として1,165万1,000円を計上しておりましたが、令和 4 年度決算の実績に基づきまして12万4,000円を追加しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第 15 議案第 38 号 令和 5 年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（松浦崇志） 日程第15、議案第38号令和 5 年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第38号令和 5 年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第 1 号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正であります。

まず、第 2 条におきまして、収益的収入の款 1 事業収益に493万3,000円を追加し、収益的収入の総額を 5 億3,661万8,000円としております。また、収益的支出の款 1 事業費用から710万8,000円を減額し、収益的支出の総額を 5 億4,447万6,000円としております。

次に、第 3 条、当初予算第 7 条に定める議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費の額を減額しております。

第 4 条は、当初予算第 8 条に定める他会計からの補助金の補正であります。第 2 条の収益的収入の補正に伴いまして減額するものでございます。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 議案第38号令和 5 年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第 1 号）について御説明を申し上げます。

主な内容としましては、人事異動等に伴う人件費関係経費について補正をするものであります。

す。

まず、第2条、第1款事業収益は、第2項営業外収益を493万3,000円追加し、総額を5億3,661万8,000円としております。これは総務省で定める一般会計繰出基準に基づき、職員の異動に係る児童手当18万円、基礎年金拠出金7万8,000円の減額により他会計補助金25万8,000円を減額し、退職給付引当金戻入益を519万1,000円追加するものでございます。

次に、収益的支出の第1款事業費用は、第1項営業費用を710万8,000円減額し、総額を5億4,447万6,000円としております。その内訳としまして、4ページに掲げております原浄水費におきまして、異動職員に係る手当、次年度夏期手当支給に係る賞与等引当金繰入額、法定福利費の補正を、給水費におきまして異動職員に係る給料、手当、次年度の夏期手当支給に係る賞与等引当金繰入額、法定福利費の補正を、総係費では異動職員に係る給料、手当、次年度の夏期手当支給に係る賞与等引当金繰入額、法定福利費の補正に加え、退職手当組合負担金と退職給付費引当金繰入額につきまして補正をしております。

第3条は、当初予算第7条に定める議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございますが、職員給与費の補正額である721万1,000円を減額し、補正後の額を6,324万7,000円としております。

最後に、第4条は、当初予算第8条に定める他会計からの補助金の補正でございます。第2条の収益的収入、第1款事業収益、第2項営業外収益の補正による25万8,000円を減額し、280万3,000円に改めるものでございます。

以上で議案第38号令和5年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）の詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第16 議案第39号 令和5年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（松浦崇志） 日程第16、議案第39号令和5年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第39号令和5年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正、事業進捗による経費の補正であります。

まず、第2条におきまして、収益的収入の款1下水道事業収益に10万3,000円を追加し、収益的収入の総額を11億9,908万3,000円としております。また、収益的支出の款1下水道事業費用に5,147万9,000円を追加し、収益的支出の総額を12億9,619万5,000円としております。

次に、第3条におきまして、資本的支出の款1資本的支出2,850万7,000円を追加し、資本的支出の総額を11億8,197万1,000円としております。

第4条は、当初予算第8条に定める議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費の額を追加しております。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 議案第39号令和5年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費関係、事業経費の補正を行うものであります。

第2条では、収益的収入の第1款下水道事業収益、第2項営業外収益を10万3,000円追加し、事業収益の総額を11億9,908万3,000円としております。これは総務省が定める一般会計繰出基準に基づき、職員の異動に伴う基礎年金拠出金の増額により他会計負担金を追加するものでございます。

また、収益的支出では、第1款下水道事業費用、第1項営業費用に4,689万7,000円、第3項特別損失に458万2,000円を追加し、下水道事業費用の総額を12億9,619万5,000円としております。

その内訳として、4ページに掲げております。

営業費用については、管渠費、総係費におきまして人事異動等による給料、手当、次年度の夏期手当支給に係る賞与等引当金繰入額、法定福利費の補正に加え、総係費では退職手当組合負担金と退職給付引当金繰入額を補正しております。流域維持管理経費におきましては電気代の高騰により当初見込みより増加し、令和4年度揖保川流域維持管理負担金及び令和4年度兵庫西流域汚泥処理負担金に追加精算が生じたため、それぞれ補正をしております。また、特別損失におきまして企業債の繰上償還に伴う補償金の支払いのため、補正をしております。

次に、第3条では、第1款資本的支出、第1項建設改良費に7,000円を追加し、第2項企業債償還金に2,850万円追加し、資本的支出の総額を11億8,197万1,000円としております。

その内訳としまして、6ページに掲げております。

建設改良費について、流域下水汚泥処理事業建設負担金としまして、事業の見直しによる負担額が増加したため7,000円を追加し、また企業債償還金につきましては、元金の繰上償還に伴い、2,850万円を追加しております。

次に、第4条は、当初予算第8条に定める議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございますが、職員給与費の補正額である1,027万9,000円を追加し、補正後の額を4,889万6,000円としております。

以上で議案第39号令和5年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第17 議案第40号 物品購入契約の締結について（学校給食共同調理センター食器）

○議長（松浦崇志） 日程第17、議案第40号物品購入契約の締結について（学校給食共同調理センター食器）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第40号物品購入契約の締結について（学校給食共同調理センター食器）について説明を申し上げます。

平成29年度に更新しました食器（汁椀あるいは仕切皿）につきまして、長期の使用による傷み等により耐久性が低下し、衛生面、安全面の改善を図るため、更新するものでございます。物品購入につきましては、令和5年7月27日に9社による指名競争入札を執行しました結果、兵庫県赤穂市古浜町83番地、有限会社近畿調理機代表取締役平尾正信氏と910万1,180円で契約するものであります。

詳細につきましては教育次長より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松浦崇志） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時14分）

（再開 午前11時14分）

○議長（松浦崇志） 再開します。

教育次長。

○教育次長（森 文彰） それでは、学校給食用食器の購入につきまして詳細説明を申し上げます。

平成29年度に更新しました食器（汁椀、仕切皿）は、旧給食センターより学校給食の提供において長期使用しておりますので傷み等があり、耐久性が低下しているため、衛生面、安全面の改善を図り、安全・安心な学校給食の提供のため更新するものであります。更新する食器につきましては、県下の導入実績が高く、また耐久性の高いP E N樹脂製の食器に更新するものであり、給食センター建設に伴い更新した他の食器類と同じ材質に統一するものであります。物品の内訳、数量等につきましては、学校園の人数に予備分を加えた数として、汁椀が4,100個、仕切皿が4,100枚を購入するものです。物品購入契約につきましては、7月27日に実施しました指名競争入札の結果を受けまして、契約の相手方は有限会社近畿調理機で、契約額は910万1,180円、納品の履行期限は令和5年12月27日としております。

以上が物品購入契約の主な内容でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第18 議案第41号 兵庫県町土地開発公社の解散について

○議長（松浦崇志） 日程第18、議案第41号兵庫県町土地開発公社の解散についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第41号兵庫県町土地開発公社の解散について説明を申し上げます。

兵庫県町土地開発公社は兵庫県下12町で構成されまして、町に代わって公共事業用地を先行取得することなど、本町や各町のまちづくりに貢献をしてきたところであります。本公社の運営につきましては、公共施設等の整備が一段落したこと、低金利等が続く近年の社会情勢の変化等から本公社を活用した用地の先行取得の必要性は極めて低いものとなったため、構成市町による協議の結果、公社設立の目的や本来の役割を終えたと判断し、令和5年度中をもって解散することと合意がされております。本案件は本公社が解散することに伴い、今後県知事へ解散の許可申請を行うに当たり、兵庫県町土地開発公社定款第25条第1項及び公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項により、設立団体として議会の議決をお願いするものであります。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第19 議案第42号 令和4年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について

○議長（松浦崇志） 日程第19、議案第42号令和4年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第42号令和4年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について説明を申し上げます。

本案件は、令和4年度水道事業会計の決算収支において未処分利益剰余金1,940万5,172円が生じたことにより、その全額を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 議案第42号令和4年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について詳細説明を申し上げます。

お手数ですが、つづりの後ろのほうの認定第6号令和4年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定、このつづりをお願いいたします。順番で後ろから2つ目につづられております認定第6号の水道事業会計の決算の認定の資料でございます。

この認定についての決算書5ページ、これの令和4年度損益計算書を御覧いただきたいと思います。

令和4年度損益計算書の5ページ、1番から6番の項目の各収益、利益から費用、損失等をそれぞれ差し引いた結果、最下段の当年度未処分利益剰余金1,940万5,172円が生じております。

その次の6ページ、令和4年度剰余金計算書のほうでございますが、資本金と剰余金の状況を示したもので、表の右から3列目でございます。未処分利益剰余金の前年度末残高4,806万4,076円は、現金収入を伴わない長期前受金の収益化により生じたもので、全額を資本金に繰り入れて処分いたしました。そして、当年度末の未処分利益剰余金も前年度と同じ要因で生じたので、次のページ、7ページの令和4年度剰余金処分計算書案のとおり、全額を資本金に繰り入れて処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を経て、これを行うものでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

## 日程第20 議案第43号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第20、議案第43号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第43号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てできる環境を実現するため、医療費助成の対象者を拡大し、高校生等の入院医療費に係る自己負担額の全額を助成するものであります。

主な改正内容につきましては、第2条（用語の意義）において、高校生等、高校生等保護者を規定するもの、第3条（福祉医療費の支給）において、高校生等の入院医療費に係る自己負担額の助成を規定するもの、第6条（支給方法の特例）及び第7条（損害賠償との調整）においては

高校生等医療費助成制度を規定するものでございます。施行日につきましては令和6年1月1日としており、同日以降の入院が対象となります。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第21 議案第44号 太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第21、議案第44号太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第44号太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、町立学童保育園の休園日のうち、盆休みの期間を改めるものでございます。後ほど御説明します町立幼稚園の預かり保育の休園日と同様に、来年度から学校園では8月13日から8月15日までを一斉閉鎖日とする予定であることから、学校教育と密接な関係にある学童保育園の盆休みの期間につきましても同様に改めるものであります。

改正の内容ですが、休園日等を規定する第7条第1項第3号の盆休みについて、「8月14日から8月16日まで」を「8月13日から8月15日まで」に改めるものでございます。施行日は、令和6年4月1日としております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第22 議案第45号 太子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（松浦崇志） 日程第22、議案第45号太子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第45号太子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本町の幼稚園では、平成31年（令和元年）度より保護者の要望の高まりを受けまして、一部の園で3歳児保育の試行を実施しております。4年間にわたる試行の結果として、3学年の異年齢の関わりによる友達関係の広がり、あるいは協力や思いやりの心の育成など、子供たちの成長に相乗効果をもたらしており、保護者からも好評価をいただいております。さらに、特別な支援を必要とする未就学児につきましても、3歳で入園し3年間の幼稚園生活を送ることで必要に応じた療育につなげることができるなど、個に応じたきめ細かな支援の向上にも大きく寄与しております。これらを踏まえまして、令和6年度から3歳児保育の本格実施を開始したいと考えております。

改正の内容でございますが、幼稚園に入園できる者を「初日の前日において満4歳に達している幼児」から「満3歳に達している幼児」に改めるものでございます。施行日は、令和6年4月

1日としております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第23 議案第46号 太子町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第23、議案第46号太子町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第46号太子町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、令和5年度第1回学校教育審議会の答申を受けまして、保護者からのニーズが高い預かり保育の事業を拡充するものであります。

改正の内容ですが、まず第1条において、通常保育開始前に預かり保育を実施できるよう改正いたします。また、第3条において、保育開始時間を現行の「8時30分」から「8時」に改正します。また、第4条に定める預かり保育の休業日につきましては、本条例「8月14日から8月16日」と規定しており、本町では小・中学校を含めた学校園では同期間を一斉閉鎖日としております。しかしながら、一般的な社会活動が8月16日から再開されることに配慮するとともに、近隣のたつの市でも学校の一斉閉鎖日が「8月13日から8月15日」となっていることから、教職員の勤務日を揖龍地域で統一するという趣旨も含めて改めるものであります。また、第6条に定める1人時間当たりの「200円」としている預かり保育料を1人時間当たり「100円」に改め、保護者の負担軽減を図るものであります。施行日は、令和6年4月1日としております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第24 認定第1号 令和4年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第25 認定第2号 令和4年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第26 認定第3号 令和4年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第27 認定第4号 令和4年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第28 認定第5号 令和4年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第29 認定第6号 令和4年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について

日程第30 認定第7号 令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について

○議長（松浦崇志） 日程第24、認定第1号令和4年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第30、認定第7号令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

順次提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 認定第1号から認定第7号までの各会計決算の認定につきまして一括して説明を申し上げます。

最初に、認定第1号令和4年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

決算の概要としましては、歳入総額130億2,787万2,039円、歳出総額126億9,567万5,376円、歳入歳出差引額は3億3,219万6,663円であり、翌年度に繰り越すべき財源は3,571万7,240円を差し引いた実質収支額は2億9,647万9,423円となっております。

歳入につきましては、予算額135億4,653万8,000円、調定額132億3,860万1,591円に対し、収入済額130億2,787万2,039円、不納欠損額1,004万8,046円、収入未済額2億68万1,506円となっております。また、歳出につきましては、予算額135億4,653万8,000円に対し、支出済額126億9,567万5,376円、翌年度繰越額8,966万4,240円、不用額7億6,119万8,384円となっております。

続きまして、認定第2号令和4年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額32億968万9,704円に対し、歳出総額31億9,688万4,561円で、歳入歳出差引額は1,280万5,143円となっております。

歳入につきましては、予算額33億6,686万2,000円、調定額34億1,286万2,668円に対し、収入済額32億968万9,704円、不納欠損額1,792万2,759円、収入未済額1億8,525万205円でございます。また、歳出につきましては、予算額33億6,686万2,000円に対し、支出済額31億9,688万4,561円、不用額1億6,997万7,439円となっております。

続いて、認定第3号令和4年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額26億1,086万8,395円に対し、歳出総額25億4,623万5,208円で、歳入歳出差引額は6,463万3,187円となっております。

歳入につきましては、予算額26億5,157万2,000円、調定額26億1,862万8,315円に対し、収入済額26億1,086万8,395円、不納欠損額124万70円、収入未済額651万9,850円でございます。また、歳出につきましては、予算額26億5,157万2,000円に対し、支出済額25億4,623万5,208円、不用額1億533万6,792円となっております。

続いて、認定第4号令和4年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額5億4,286万4,057円に対し、歳出総額5億3,108万8,365円で、歳入歳出差引額は1,177万5,692円となっております。

歳入につきましては、予算額5億4,580万4,000円、調定額5億4,414万9,520円に対し、収入済額5億4,286万4,057円、不納欠損額5万7,100円、収入未済額122万8,363円でございます。また、歳出につきましては、予算額5億4,580万4,000円に対し、支出済額5億3,108万8,365円で、不用額1,471万5,635円となっております。

次に、認定第5号令和4年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額1,400万9,147円に対し、歳出総額1,262万8,946円で、歳入歳出差引額は138万201円となっております。

歳入につきましては、予算額1,395万5,000円、調定額1,406万147円に対し、収入済額1,400万

9,147円、収入未済額5万1,000円でございます。また、歳出につきましては、予算額1,395万5,000円に対し、支出済額1,262万8,946円で、不用額は132万6,054円となっております。

続きまして、認定第6号令和4年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定につきまして説明を申し上げます。

令和4年度の収益的収支につきまして、事業収益が5億3,815万7,133円に対し、事業費用が4億9,905万7,189円で、1,940万5,172円の純利益となっております。一方で、資本的収支は、収入7,000万円に対して、支出2億6,856万5,872円となっており、収支の不足額1億9,856万5,872円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,965万1,609円と過年度分損益勘定留保資金1億7,891万4,263円で補填しております。

最後に、認定第7号令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定につきまして説明を申し上げます。

令和4年度の収益的収支につきましては、事業収益が11億7,247万9,683円に対し、事業費用が11億8,385万5,535円で、2,674万6,145円の純損失となっております。一方で、資本的収支につきましては、収入額は8億2万4,813円に対し、支出額は11億6,386万5,445円となっており、収支の不足額3億6,384万632円は当年度分の消費税及び地方消費税の資本的収支調整額1,536万603円と過年度分の損益勘定留保資金3億4,848万29円で補填しております。

以上、7会計決算案件につきまして概要説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては副町長、経済建設部長よりそれぞれ説明を申し上げますので、認定いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 私のほうから認定第1号から認定第5号までを一括して詳細説明させていただきます。

まず、認定第1号令和4年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明をさせていただきます。

全体の決算収支状況でございます。

決算書の最後のページ、173ページ、実質収支に関する調書を御覧いただきたいと思います。

前年度に比しまして歳入歳出ともに規模が縮小し、歳入総額130億2,787万2,039円、歳出総額126億9,567万5,376円、歳入歳出差引き額は3億3,219万6,663円となり、翌年度へ繰り越すべき財源3,571万7,240円を差し引いた実質収支額は2億9,647万9,423円でございます。なお、以降、参考資料の決算審議資料でありますとか主要施策の成果に関する説明書、また新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当経費の決算状況なども併せて御覧いただきたいと思います。

決算書の歳出のほうから御説明をさせていただきます。

44ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節9交際費4万4,250円の内訳でございますが、慶弔費が2件で3万1,000円、渉外費が2件で1万円、賛助費が1件で3,250円でございます。節10需用費のうち修繕料29万8,500円は、議会中継システムに接続されておりますブルーレイディスクレコーダー及び非常用バッテリーの修理費用でございます。

46ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節9交際費68万9,656円の内訳でございますが、慶弔費が28件で30万2,000円、賛助費が5件で3万円、渉外費が15件で19万382円、その他が10件で16万7,274円でございます。

48ページをお願いいたします。

節12委託料のうち例規整備支援業務委託料110万円は、令和5年4月からの段階的な定年年齢の引上げに係ります関係例規の整備等を行ったものでございます。

目2文書広報費、節12委託料のうちホームページシステムリニューアル業務委託料506万円は、災害時等でも安定的に稼働し続ける後継システムの構築、移行作業を行ったものであります。また、個人情報保護制度移行支援業務委託料184万8,000円は、令和5年4月施行の改正個人情報保護法に係ります関係例規の整備等を行ったものでございます。

50ページをお願いいたします。

目5財産管理費、節12委託料のうち旧庁舎土壌調査業務委託料53万9,000円及び旧庁舎解体工事設計業務委託料203万9,864円は、旧庁舎跡地利用に向けました調査・設計業務を実施したものでございます。

54ページをお願いいたします。

目7企画費、節7報償費のうちふるさと応援寄付謝礼1億1,140万9,406円は、寄附者1万2,256名への返礼品に係る経費でございます。節12委託料のうち聖徳太子シンポジウム企画業務委託料227万7,000円は、記念講演、パネルディスカッション、アトラクションの進行や舞台設営等の費用であります。また、ふるさと応援寄付業務委託料4,489万9,477円は、寄附の受付、返礼品の発送及び受領証明書発行代理業務に係ります費用でございます。

56ページをお願いいたします。

目8電子計算機費、節13使用料及び賃借料のうちシステム使用料2,992万5,500円は、コンビニ交付システムのクラウド移行完了に伴いまして前年度比415万8,000円の増額となっております。

58ページをお願いいたします。

目10防犯対策費、節18負担金、補助及び交付金のうち防犯カメラ設置整備費補助金52万円は、県に事業採択されました8自治会、9か所の整備費を補助したものでございます。

64ページをお願いいたします。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節12委託料のうち戸籍総合システム法改正対応作業委託料638万5,500円及び節17備品購入費のうち戸籍総合システム法改正対応機器購入費81万4,000円は、行政手続におけます戸籍謄抄本の添付省略や本籍地以外での発行を可能にするためのシステム改修とセキュリティ強化対策として生体認証機4台等を購入したものでございます。

飛びまして、74ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節18負担金、補助及び交付金のうち住民税非課税世帯等臨時特別給付金4,660万円は、国の施策として対象世帯当たり10万円の給付金を466世帯に支給したものであります。また、住民税非課税世帯等臨時特別給付金（緊急支援）1億2,055万円は、国の電力、ガス、食料品等の価格高騰対策として対象世帯当たり5万円の給付金を2,411世帯に支給したものでございます。節27繰出金2億4,443万6,880円は、国民健康保険特別会計への繰出金であります。その内訳は、法定分で保険基盤安定1億6,907万7,233円、未就学児均等割保険料143万8,875円、職員給与費等4,590万6,269円、出産育児一時金等363万2,000円、財政安定化支援事業1,424万4,000円、単独事業費の実施に伴う国庫負担金減額調整分で1,013万8,503円でございます。

目2老人福祉費、節12委託料のうち災害時要支援者支援システムハザードマップ取込業務委託料42万9,000円は、避難行動要支援者について個別避難計画を作成する優先順位や避難場所までの安全な避難経路を検討するため、災害時要支援者支援システムへのハザードマップデータの取

り込み作業を委託したものでございます。節18負担金、補助及び交付金のうち介護サービス事業所等物価高騰対策支援金960万円は、原油価格や電気、ガス料金を含む物価高騰対策として介護サービス事業所等のサービス種別、定員に応じた支援金を27法人、54事業所に交付したものでございます。節27繰出金3億8,407万1,448円は、介護保険特別会計への繰出金であります。その内訳は、保険給付事業2億8,281万4,145円、地域支援事業1,798万5,625円、低所得者保険料軽減事業2,989万4,130円、事業費等に5,337万7,548円でございます。

76ページをお願いいたします。

目4後期高齢者医療費、節27繰出金1億226万8,907円は、後期高齢者医療特別会計への繰出金であります。その内訳は、保険基盤安定7,541万622円、事務費2,685万8,285円でございます。

78ページをお願いいたします。

目5障害者福祉費、節18負担金、補助及び交付金のうち障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金410万円は、介護サービス事業所等と同様の支援金を15法人、29事業所に交付したものでございます。

82ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節18負担金、補助及び交付金のうち子育て世帯生活支援特別給付金1,785万円は、国の施策として児童扶養手当受給者等を除きます住民税非課税世帯の児童1人当たり5万円の給付金を188件、357名に支給したものであります。また、保健施設等物価高騰対策支援金580万円は、介護及び障害福祉サービス事業所等と同様の支援金を認定こども園6園、認定外保育施設8園、学童保育2園の計16施設に対して交付したものでございます。

少し飛びまして、88ページの目5児童措置費、節18負担金、補助及び交付金のうち障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金100万円は、児童を対象とする6法人、10事業所に交付したものでございます。

90ページをお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 間もなく正午が来ますが、会議を続行します。

○副町長（榮藤雅雄） 90ページ、目7子育て支援施設運営費、節12委託料のうち旧児童館等解体工事設計業務委託料178万517円は、旧児童館の解体と子育て支援センター敷地内の倉庫等の解体及び駐車場等の整備工事の実施設計を委託したものでございます。

92ページをお願いいたします。

目9放課後児童健全育成事業費、節12委託料のうち太田学童保育園運営委託料856万9,600円は、太田学童保育園1支援の運営を民間委託したものでございます。

94ページをお願いいたします。

節14工事請負費のうち太田学童保育園プレハブ設置工事7,951万7,053円は、太田幼稚園北園舎を解体いたしまして2階建ての保育室2部屋を設置したものでございます。

96ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節12委託料のうちコロナワクチン接種委託料9,145万7,817円は、新型コロナワクチン接種費用の委託料であります。令和5年3月末時点の接種率は、初回接種が12歳以上89.8%、うち65歳以上は97.1%、オミクロン株接種は12歳以上48.8%、うち65歳以上77.7%、5歳から11歳は初回接種12.1%、追加接種5%、6カ月から4歳児は1回以上接種3.2%でございます。

98ページをお願いいたします。

節12委託料のうち地域保健推進計画・食育推進計画改定業務委託料148万5,000円は、令和5年3月に第3次地域保健推進計画・第2次食育推進計画を策定したもので、おたふくかぜ予防接種

助成事業委託料37万8,000円は接種日において満1歳児を対象として3,000円を上限に接種費用の一部を助成したものでございまして、接種者数126名でございます。

100ページをお願いいたします。

目3母子衛生費、節18負担金、補助及び交付金のうち出産・子育て準備金2,495万円は、妊産婦・子育て家庭への経済的支援として妊娠時に5万円を323名、出産後に5万円を176名に支給したものでございます。

102ページをお願いいたします。

目4環境衛生費、節18負担金、補助及び交付金1,925万8,000円は、火葬場運営に係る揖龍保健衛生施設事務組合負担金でございます。

104ページをお願いいたします。

項2清掃費、目1清掃総務費、節18負担金、補助及び交付金のうちごみやし尿の処理等に係る揖龍保健衛生施設事務組合負担金の合計は、4億6,137万7,000円でございます。主にじんかい処理施設で使用いたしますごみ焼却燃料の高騰により、前年度比3,293万7,000円の増となっております。

目2塵芥処理費、節16公有財産購入費6,725万176円は、長年借地でありました上太田瓦礫処分場用地のうち6,004.48平方メートルを購入したものでございます。

108ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節18負担金、補助及び交付金のうち農業経営スマート化促進事業補助金237万6,000円は、農業経営の多角化、高度化に取り組む1法人に対しまして大型トラクター1台の購入費を助成したものでございます。

目5農地費、節18負担金、補助及び交付金のうち土地改良施設維持管理適正化事業負担金110万円、西脇・広坂地区は場整備事業負担金721万7,726円、岩見構下地区は場整備事業負担金179万5,000円及び110ページの県営ため池等整備事業負担金850万1,488円、並びに県営基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金132万2,350円は、広坂地区向池のため池改修事業のほか、進捗中の県営事業に対する負担金でございます。

112ページをお願いいたします。

款7商工費、項1商工費、目1商工振興費、節18負担金、補助及び交付金のうち太子町お店応援商品券交付金2億6,192万2,000円は、感染症の影響を受けました地域経済の活性化や事業者及び家計への支援を目的といたしまして2回にわたり発行いたしました商品券の換金総額でございます。また、中小企業事業復活支援金5,680万円は、エネルギー原材料費高騰の影響を強く受けました町内中小企業の事業回復や継続を支援するため、従業員50人超の法人に20万円を11件、従業員50人以下の法人に対して12万円を455件交付したものでございます。

114ページをお願いいたします。

目2観光費、節18負担金、補助及び交付金のうち観光協会補助金460万6,535円は、聖徳太子1400年プロジェクト事業推進のため、観光協会への補助金を上乗せしたものでございます。

116ページをお願いいたします。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節18負担金、補助及び交付金のうち兵庫県公共事業急傾斜地崩壊対策事業負担金140万円は、丹生山斜面の安全対策工事に係る現地測量調査を実施したものでございます。

項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費、節12委託料のうち中道跨線橋修繕設計業務委託料2,750万円は橋脚の測量や鋼部材の詳細調査など、橋りょう調査設計業務委託料2,531万7,245円は長金陸橋において5年に一度の法定点検を実施したものでございます。

目 2 道路維持費、節12委託料のうち発注者支援業務委託料426万300円は積算支援業務 8 件及び工事監理支援業務 8 件に係ります委託費、節14工事請負費9,167万4,000円は沖代線の舗装打換及び跨線橋下フェンス設置などの工事費でございます。

118ページをお願いいたします。

目 4 幹線道路整備事業費、節14工事請負費2,538万8,800円は、都市計画道路網干線外道路整備事業に係ります自由勾配側溝や小型擁壁工などの工事費でございます。

120ページをお願いいたします。

項 4 都市計画費、目 1 都市計画総務費、節12委託料のうち空き家対策支援事業委託料10万円は、NPO法人兵庫空き家相談センターに委託し石海地区と龍田地区を対象として空き家の対処方法などに関するセミナーを各 1 回開催したもので、土地利用実現化検討業務委託料657万8,000円は、市街化調整区域のまちづくり及び活性化に向けて土地利用基本計画の方針図に位置づけられました区域について土地利用を具体的に実現するための方針を検討したものでございます。また、節17備品購入費のうち斑鳩景観形成地区案内看板購入費341万円は、聖徳太子1400年プロジェクト事業として斑鳩寺の仁王門前に設置いたしました看板の購入費でございます。

目 2 下水道事業費、節23投資及び出資金 5 億1,738万4,713円及び節27繰出金 4 億3,421万3,742円は、企業債償還や雨水処理費などへの繰出金でございます。

122ページをお願いいたします。

目 3 公園管理費、節14工事請負費のうち都市公園施設更新工事費713万4,600円は、公園施設長寿命化計画に沿って老朽化いたしました太田公園の照明灯 8 基を撤去、6 基を新設し、太子山公園の照明灯 9 基を撤去、7 基を新設したものでございます。

目 4 公園事業費、節12委託料のうち総合公園実施設計修正業務委託料99万3,300円は、総合公園南側道路の法線、東側道路の水路の暗渠化及び旧環境センター跡地の駐車場化のために設計変更をしましたその費用でございます。節14工事請負費 1 億8,480万円は、旧環境センター解体及び撤去工事を実施したものでございます。

124ページをお願いいたします。

款 9 消防費、項 1 消防費、目 1 常備消防費、節18負担金、補助及び交付金 3 億9,202万6,891円は、西はりま消防組合への負担金でございます。

126ページをお願いいたします。

目 3 消防施設費、節18負担金、補助及び交付金のうち消防施設整備費補助金146万8,000円は、消防用ホース格納箱及びホース等の消防資機材購入費について18の自治会へ補助したものでございます。

目 4 災害対策費、節10需用費のうち消耗品費、災害対策用357万3,033円は、町地域防災計画の改定により災害備蓄品の不足数を補う 5 か年計画の 1 年目としてアルファ化米や毛布等を購入した費用でございます。

128ページをお願いいたします。

節14工事請負費、防災倉庫整備工事費190万3,000円は、災害時の迅速な避難所の立ち上げを目的に、町内小学校近辺に防災備蓄倉庫を整備する 3 年計画の 1 年目として龍田小学校敷地内に整備したものでございます。節17備品購入費、災害用備品購入費61万1,820円は、町地域防災計画の災害備蓄目標数の改定に伴いまして、マンホール対応型仮設トイレを18基購入した費用でございます。

款10教育費、項 1 教育総務費、目 1 教育委員会費、節 9 交際費 2 万6,572円の内訳でございますが、慶弔費が 3 件で1,572円、渉外費が 1 件で 1 万円、その他が 2 件で 1 万5,000円でございます。

す。

飛びまして、134ページをお願いいたします。

項2 小学校費、目1 学校管理費、節14 工事請負費のうち小学校特別教室等空調設備設置工事費1億3,039万6,014円は、感染症の予防と熱中症対策の両立、健康で快適な学習環境を確保するため、4校45室の空調設備を整備したものでございます。

138ページをお願いいたします。

項3 中学校費、目1 学校管理費、節14 工事請負費のうち中学校特別教室等空調設備設置工事費8,118万4,586円は、小学校費と同様でございまして、2校23室の空調設備を整備したものでございます。

140ページをお願いいたします。

目2 教育振興費、節1 報酬のうち学校司書報酬104万6,400円は、生徒が本に親しむ環境の充実を図るため、学校司書を1名ずつ配置したものでございます。

144ページをお願いいたします。

項4 幼稚園費、目1 幼稚園管理費、節14 工事請負費のうち太田幼稚園北園舎解体等工事費2,795万2,947円は、耐震化未了となっておりました北園舎の解体等を行ったものでございます。

148ページをお願いいたします。

項5 社会教育費、目2 公民館費、節14 工事請負費のうち石海公民館雨漏り改修工事費89万1,000円は屋上防水処理及び2階会議室の天井・壁の改修を、斑鳩公民館空調設備更新工事費60万5,000円は1階学習室の空調機器を更新したものでございます。

152ページをお願いいたします。

目5 文化財保護費、節18 負担金、補助及び交付金のうち文化財保存整備費等補助金582万4,000円は、斑鳩寺自動火災報知機保守点検と7年間にわたり行われました斑鳩寺庫裏の保存修理の費用の一部を補助したものでございます。

154ページをお願いいたします。

目6 図書館費、節14 工事請負費のうち図書館玄関自動ドア修理工事費94万6,000円は、経年劣化による駆動部品の交換、おはなしの部屋天井補修工事費209万円は天井吹きつけ材の剥離に伴い補修工事を実施したものでございます。

156ページをお願いいたします。

目7 会館管理費、節10 需用費のうち修繕料、施設修理511万6,430円は、大ホールの舞台上部にありますスプリンクラー30か所の修理と研修室の雨漏り補修工事等を行ったものでございます。節12 委託料のうちあすかホール文化振興協会委託料2,230万円は、聖徳太子1400年プロジェクト事業として現代音楽劇や古典芸能など聖徳太子に関する講演等を行ったもので、文化会館外壁調査委託料255万1,360円は、建築基準法の改正によりまして外壁の全面打診調査を実施したものでございます。

158ページをお願いいたします。

節14 工事請負費のうち高圧ケーブル更新工事費1,407万6,700円は、老朽化いたしました高圧ケーブルを更新したものでございます。

160ページをお願いいたします。

目8 歴史資料館費、節10 需用費のうち修繕料、施設等修理266万5,190円は、八角堂天窓の防水修理のほか3件の応急修理を行ったものでございます。節12 委託料のうち展示品デジタルデータ作成委託料93万2,800円及び展示品輸送作業等委託料122万6,050円は、聖徳太子1400年プロジェクト等事業関連の企画展におきます展示資料に係る高精細データの作成と専門業者による運搬を

行ったものでございます。

飛びまして、170ページをお願いいたします。

項6保健体育費、目4給食センター費、節12委託料のうち旧センター解体工事設計業務委託料271万3,619円は旧センターの解体に向けた実施設計、給食費管理システム構築委託料731万5,000円は令和5年度からの学校給食費の公会計化に向けたシステム整備を実施したものでございます。節18負担金、補助及び交付金のうち学校給食炊飯加工賃補助金1,803万462円は、食材価格の上昇や米飯回数の増加に伴う経費増の影響を直ちに給食費に転嫁せず、水準の維持をするために委託炊飯に係る加工賃を公費により支援したものでございます。

続けて、歳入の説明をさせていただきます。

12ページをお願いいたします。

12ページ、款1町税、項1町民税、目1個人は16億8,674万605円で、所得の増加により対前年度比2.2%の増でございます。

目2法人は1億4,654万1,100円で、対前年度比1.2%の増、項2固定資産税、目1固定資産税は19億4,709万4,707円で、対前年度比1.1%の減であります。これは感染症に伴う徴収猶予特例分が滞納繰越分として令和3年度に完納したことによるものでございます。

14ページをお願いいたします。

款6法人事業税交付金5,487万2,000円及び款7地方消費税交付金7億6,910万8,000円は、景気回復や物価高騰の影響を受けた国や県税収入の動向により前年度比で増収となっておるところでございます。

16ページをお願いいたします。

款11地方交付税25億918万3,000円は、原資となる国税収入の増加などにより、これも増収となっておるところでございます。

少し飛びまして、24ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費補助金のうち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3億5,826万4,000円は、町の実施計画に基づきまして地域経済や住民生活を支援する経費に配分されたものでございます。なお、交付金に充てました経費の内訳は参考資料で御確認をお願いいたします。また、デジタル基盤改革支援補助金598万2,000円は、介護関連11手続、子育て関連15手続のオンライン申請基盤構築経費に移行されたものでございます。節2戸籍住民基本台帳費補助金のうちマイナポイント利用環境整備費事業補助金252万7,000円は、マイナポイント第1弾及び第2弾のポイントを受け取るための設定支援経費に係るものでございます。

目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金のうち住民税非課税等臨時特別給付金給付事業費補助金5,980万円及び同事務費補助金407万4,388円、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業補助金（緊急支援）1億2,055万円及び同事務費補助金321万8,000円、また節2児童福祉費補助金のうち子育て世帯生活支援特別給付金給付事業補助金2,160万円と子育て世帯生活支援特別給付（ひとり親以外）事務費補助金437万6,000円、以上それぞれ歳出のほうで御説明をさせていただきましたが、それぞれ給付事業に係るものでございます。子ども・子育て支援整備交付金5,112万8,000円は、太田学童保育園プレハブ設置工事に係るものでございます。

26ページをお願いいたします。

目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金のうち新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金3,676万円は接種券の発送や予約などの経費に係るもの、出産・子育て応援交付金2,360万8,000円は出産・子育て準備金事業に係るものでございます。

目4土木費国庫補助金、節1道路橋りょう費補助金、社会資本整備総合交付金2,529万3,000円は網干線外道路整備事業及び沖代線舗装修繕工事に係るもの、橋りょう長寿命化事業補助金2,695万円は長金陸橋の調査設計業務及び中道跨線橋修繕設計業務に係るものでございます。

目6教育費国庫補助金、節1学校費補助金のうち学校施設環境改善交付金5,917万円は、小・中学校特別教室等空調設備設置事業に係るもの、学校保健特別対策事業費補助金432万2,000円及び公立幼稚園感染拡大防止対策事業補助金98万6,000円は、学校園におきます感染症対策費用に係るものでございます。節2社会教育費補助金、文化芸術振興費補助金787万1,000円は、聖徳太子1400年プロジェクト事業の公演経費に係るものでございます。

28ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費補助金のうちひょうご地域創生交付金758万2,000円は、聖徳太子1400年プロジェクト関連のイベントや景観形成地区看板の設置、町ホームページのリニューアルなどの取り組みに県の支援を受けたものでございます。

30ページをお願いいたします。

目2民生費県補助金、節2児童福祉費補助金のうち子ども・子育て支援整備交付金1,278万2,000円は、太田学童保育園プレハブ設置工事への県補助金でございます。

目4農林水産業費県補助金、節1農業費補助金のうち農業経営スマート化促進事業補助金237万6,000円は、農業経営の多角化、高度化に取り組む法人への大型トラクター購入の支援に係るものでございます。

34ページをお願いいたします。

款17財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金のうち財政調整基金債券運用配当金226万3,000円は、国債及び地方債4億円の配当金でございます。

款18寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金、節1総務管理費寄附金のうち3億3,979万6,000円は、1万4,536件、1万2,256名から寄せられましたふるさと応援寄付金でございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目3交通安全対策基金繰入金247万9,459円は交通啓発資材及び区画線補修工事の財源、また目5森林環境整備促進基金繰入金49万5,000円は立岡山森林整備組合への補助の財源に取り崩したものでございます。

40ページをお願いいたします。

款21諸収入、項3雑入、目2雑入、節7教育費雑入のうち自治総合センター助成金250万円は、田中屋台改修に対します助成金でございます。

42ページをお願いいたします。

款22町債、項1町債、目5臨時財政対策債、節1臨時財政対策債1億6,755万3,000円は、普通交付税の増額に伴いまして前年度比で減額となっております。

款23自動車取得税交付金23万5,688円は、大手トラック製造会社のエンジン排ガス・燃料性能認証に係ります不正問題により追加納付分が配分されたものでございます。

以上で認定第1号令和4年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を終了させていただきます。

○議長（松浦崇志） 暫時休憩します。

（休憩 午後0時33分）

（再開 午後1時35分）

○議長（松浦崇志） それでは、再開します。

なお、首藤佳隆議員は体調不良のため、午後からは欠席される旨の届出がありました。

副町長。

○副町長（榮藤雅雄） それでは引き続き、認定第2号令和4年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

12ページの歳出から説明をさせていただきます。

12ページ、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、国民健康保険事業の運営に要する人件費並びに事務処理に要する経常的な経費であります。決算額は4,502万8,251円で、前年度に比べて約226万円増加しております。主な要因は、給料、共済費等の増であります。

項2徴税費、目1賦課徴収費は、国民健康保険税の賦課徴収事務に要する経常的な経費で、納税通知書の印刷経費や郵送経費などを支出しております。決算額は346万3,018円で、前年度より約6,000円減少しております。

14ページをお願いいたします。

款2保険給付費は、医療機関で診療、治療等にかかった費用のうち国保が支払う費用になります。決算額は22億3,843万6,100円で、前年度より約7,780万円減少し、0.97%の減となっております。団塊の世代の被保険者が多数後期高齢者医療制度へ移行し被保険者数が減少となり、医療費が全体的に減少したものと考えられます。この保険給付費に係る費用については、その全額が県から保険給付費等交付金として措置されることとなっております。

18ページをお願いいたします。

款3国民健康保険事業費納付金8億6,557万4円は、県から全額交付される保険給付費等交付金の財源として市町が県へ納めるものでありまして、県より各市町へ割り振られた納付金であります。

項1医療給付費分6億605万2,641円は保険給付の一部であり、項2後期高齢者支援金等分1億9,245万4,577円は、全ての75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度による保険事業に対し、国民健康保険を含む全ての保険者が公平に財政負担するための経費であります。

項3介護納付金分6,706万2,786円は、40歳以上65歳未満の被保険者に係る介護保険料相当額を県へ納め、県から社会保険診療報酬支払基金に納付するものであります。

款4保健事業費、項1保健事業費、目1保健衛生普及費は、後発医薬品の普及を促進し、費用負担抑制につなげるために実施しておるものでございます。先発医薬品から後発医薬品に切り替えた場合の利用差額通知等に係る費用であります。決算額は151万5,037円で、前年度より約2万7,000円の減となっております。

項2特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費は、平成20年度から高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、全保険者に義務づけられた特定健診・特定保健指導に係る経費で、1,498万8,236円を支出しております。特定健診では1,555名の方が受診され、そのうち74名に特定保健指導を実施しております。受診率は、前年度と比較いたしまして1.4ポイント上昇して29.6%となっております。

20ページをお願いいたします。

款5基金積立金は、令和4年度において財政調整基金から生じた利子33万6,622円を基金に積み立てたものです。令和4年度末の国保財政調整基金の残高は、2億6,852万4,622円となっております。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金2,509万8,913円につきましては、県から交付される保険給付費等交付金の超過交付分を返還したものであります。

続いて、歳入について説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税の総額は5億9,143万3,715円で、前年度と比較して約1,293万円の増とな

っております。保険税率の改定や滞納繰越分保険税の徴収額の増により保険税収入済総額が増加したものであります。

款3 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金の総額は23億3,702万4,051円で、節1 普通交付金は町の保険給付費を賄うものであります。節2 特別交付金のうち備考欄の記載に保険者努力支援制度交付金1,492万1,000円は、予防・健康づくりをはじめとする医療費適正化等に取り組む努力に対し財政支援が行われるものであります。

8ページをお願いいたします。

款5 繰入金の決算額は2億5,808万9,880円で、前年度より約2,413万円減少しております。

項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、節5 その他一般会計繰入金につきまして、これまでどおり財源補填のための一般会計繰入金、いわゆる赤字繰入れは行っておりませんが、平成30年度から県の指示によりまして地方単独事業である福祉医療の実施に伴う国庫負担金の減額調整分として1,013万8,503円を一般会計より繰り入れております。

項2 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金につきましては、実質収支算定のため予算の範囲内で1,437万3,000円を財政調整基金より繰り入れております。

款6 繰越金は、令和3年度決算の結果生じました実質収支額を令和4年度に繰り越したものであります。

全体の決算収支としまして21ページに示しております。

歳入総額32億968万9,704円に対して、歳出総額は31億9,688万4,561円で、歳入歳出差引額1,280万5,143円、実質収支額1,280万5,143円であります。

以上で令和4年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を終了いたします。

続きまして、認定第3号令和4年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

14ページの歳出から説明をいたします。

14ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費につきまして、介護保険事業の運営に要する人件費並びに経常的な経費で、総額3,273万5,056円を支出しております。

16ページをお願いいたします。

項2 徴収費につきまして、介護保険料の賦課徴収事務に要する経常的な経費であります。

項3 介護認定審査会費、目1 介護認定審査会費につきましては、介護認定審査会の運営に要する経常的な経費であります。令和4年度は認定審査会を45回開催し、延べ1,346件の審査判定を行いました。前年度と比較いたしまして106件の増加であります。

目2 認定調査等費につきましては、認定調査員4名分の報酬と主治医意見書作成手数料が主なものでありまして、総額1,596万6,906円を支出しております。

18ページから20ページまでにわたります款2 保険給付費につきましては、前年度に比べまして2,256万4,835円、1.0%増加しております。令和2年度と令和3年度の款2 保険給付費と比較した伸び率が4.6%でございました。伸び率が大きく鈍化しておるわけですが、項1 介護サービス等諸費、目3 施設介護サービス給付費について、新型コロナウイルス感染症等の影響により前年度比0.1%の増加にとどまっていたことが主な原因であろうというふうに分析をしているところでございます。内訳でございますが、18ページの項1 介護サービス等諸費につきましては、要介護と認定されました方に対するサービス費で前年度比1.1%の増、項2 介護予防サービス等諸費につきましては、要支援と認定されました方に対するサービス費で、前年度比10.5%の

増となっております。

20ページの項4 高額介護サービス等費及び項5 高額医療合算介護サービス等費につきましては、介護サービス費等の自己負担額が一定額以上になったときに払い戻されるサービス費で、前年度比1.1%の減及び5.8%の増、項7 特定入所者介護サービス等費につきましては、特定施設に入所している低所得者の食費及び居住費に係る自己負担額の一定額以上を支給するサービス費で、前年度比18.2%の減となっております。主に令和3年8月の制度改正で基準額が厳しくなり、自己負担額の上限が上がったことによるものでございます。

20ページから22ページにわたります款3 地域支援事業費、項1 介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、主に訪問型サービス費、通所型サービス費、介護予防ケアプラン作成費の負担金等、項2 一般介護予防事業費につきましては、介護予防事業に係ります経費であります。新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた令和3年度と比較いたしまして、両事業ともやや増加しております。

22ページから28ページにわたります項4 包括的支援事業・任意事業費につきましては、地域包括支援センター事業の運営に要する人件費並びに経常的な経費及び包括的支援に係ります事業費であります。内訳でございますが、24ページの目1 包括的支援事業費が4,787万9,728円、目2 任意事業費が486万4,559円、26ページの目3 在宅医療・介護連携推進事業費が30万8,580円、目4 生活支援体制整備事業費が674万3,045円、目5 認知症総合支援事業費が901万8,756円、目6 地域ケア会議推進事業費が24万円となっております。

28ページをお願いいたします。

款4 基金積立金につきましては、令和4年度決算に基づく保険料収支額及び基金利子合計で9,885万8,000円を介護給付費準備基金として積み立てております。款2 保険給付費で申し上げましたとおり、伸び率が鈍化したことにより当初の想定よりも多く積み立てる結果となっております。なお、今ある準備基金につきましては次期計画での介護保険料を考える中で一部を取り崩して、将来にわたる平準化ができるように考えております。

款6 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 保険料還付金につきましては介護保険料の還付金で、目2 償還金につきましては令和3年度分の財政調整交付金、介護給付費交付金、介護給付費負担金、地域支援事業交付金、低所得者保険料軽減負担金について、精算の結果による国庫、県費、支払基金への返還金でございます。

次に、歳入についてでございます。

6ページをお願いいたします。

款1 保険料につきましては、現年度分と滞納繰越分を合わせて6億8,529万170円を収納しております。普通徴収分の徴収率は92.8%、滞納繰越分の収納率は19.1%となりまして、前年度と比較してそれぞれ0.8ポイント、1.4ポイント向上しております。

款2 分担金及び負担金につきましては、兵庫県から委託を受けました介護認定に係る負担金、介護予防事業の個人負担金、合わせて11万4,000円を収入し、款3 使用料及び手数料につきましては介護保険サービス事業所指定更新手数料、ケアプラン作成手数料等と合わせて363万4,020円を収入しております。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金につきましては、保険給付費の国庫負担分である4億3,616万8,902円となっておりますところでございます。

8ページをお願いいたします。

項2 国庫補助金につきましては、目1 調整交付金が1,145万円、目2 地域支援事業交付金（総合事業）が1,141万7,400円、目3 地域支援事業交付金（総合事業以外）が2,665万8,940円、目4

保険者機能強化推進交付金が667万2,000円、目5 保険者努力支援交付金が614万2,000円となっております。また、目6 介護保険事業補助金につきましては、介護報酬改定に伴うシステム改修補助金として4万4,000円を収入しております。

款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金につきましては、目1 介護給付費交付金が6億1,548万1,000円、目2 地域支援事業交付金が1,541万3,000円となっております。

8ページから10ページにわたる款6 県支出金につきましては、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金が3億1,863万4,000円、項2 県補助金、目1 地域支援事業交付金（総合事業）が713万5,000円、目2 地域支援事業交付金（総合事業以外）が1,349万円となっております。

10ページをお願いいたします。

款7 財産収入につきましては、介護給付費準備基金預金利子として23万5,684円を収入しております。

款8 繰入金、項1 一般会計繰入金につきましては、目1 介護給付費繰入金が2億8,281万4,145円、目2 地域支援事業繰入金（総合事業）が537万8,691円、目3 地域支援事業繰入金（総合事業以外）が1,260万6,934円、目4 低所得者保険料軽減繰入金が2,989万4,130円、目5 その他一般会計繰入金が5,337万7,548円となっております。

款9 繰越金につきましては、前年度収支の6,804万6,930円を収入しております。

10ページから12ページにわたります款10 諸収入につきましては、令和4年度中に還付できなかった項3 雑入、目2 返納金、介護保険料等還付未済金66万8,560円を含む76万9,901円を歳入しております。

全体の決算収支状況といたしまして、29ページに実質収支の表をつけております。歳入総額26億1,086万8,395円に対して、歳出総額は25億4,623万5,208円で、歳入歳出差引額6,463万3,187円、実質収支額も同じ6,463万3,187円であります。

以上で令和4年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を終了いたします。

続きまして、認定第4号令和4年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

まず、歳出から説明をいたします。

10ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費につきまして、後期高齢者医療運営に要する人件費並びに事務処理に要する経常的な経費であります。決算額は2,221万9,256円で、前年度と比較いたしまして約208万円減額しております。要因といたしましては、給与、職員手当の減によるものであります。

款1 総務費、項2 徴収費、目1 賦課徴収費につきましては、年度の途中にお亡くなりになられたこと等により保険料額が変更になったことによる過誤納付還付金、また後期高齢者医療保険料を徴収するための保険料決定通知書や納付書の印刷製本費、郵送料であります。決算額は149万1,964円で、前年度と比較いたしまして約18万円の減額であります。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、令和5年3月分までの現年度分の保険料納付金として4億247万2,023円、過年度分の保険料納付金として1,164万7,822円、兵庫県後期高齢者医療広域連合の運営のための共通経費であります分賦金として1,211万8,915円、保険基盤安定繰入金納付金として7,541万622円をそれぞれ兵庫県後期高齢者医療広域連合へ納付しております。決算額は5億164万9,382円で、前年度と比較いたしまして約2,263万円の増加であります。

12ページをお願いいたします。

款 3 保健事業費、項 1 保健事業費、目 1 保健事業費、節12委託料のうち特定健診委託料379万859円につきましては、平成20年度から高齢者の医療の確保に関する法律に基づき健康診査を実施し、630名の方が受診されております。また、歯科検診委託料18万5,000円につきましては、平成29年度より高齢者の死因として多い肺炎を予防するための歯科検診を実施し、37名の方が受診されております。決算額は572万7,763円で、前年度と比較いたしまして147万8,000円程度増加しております。

続いて、歳入について説明をいたします。

6 ページをお願いいたします。

款 1 保険料、項 1 後期高齢者医療保険料、目 1 後期高齢者医療保険料、節 1 現年度分につきましては、特別徴収分として2億8,534万5,878円、普通徴収分として1億2,821万6,767円、合計で4億1,356万2,645円を収納しております。

款 2 使用料及び手数料、項 1 手数料、目 1 督促手数料につきましては、1万8,500円を収納しております。

款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金として2,685万8,285円、保険基盤安定繰入金として7,541万622円、合計で1億226万8,907円を一般会計より繰り入れております。

款 5 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金につきましては、前年度の繰越金として1,165万1,222円を収納しております。

8 ページをお願いいたします。

款 6 諸収入、項 3 雑入、目 1 雑入のうち高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業委託金879万829円につきましては、高齢者の心身に関する多様な課題に対応するため、後期高齢者の保健事業において介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に事業を実施するので、その必要経費全額が兵庫県後期高齢者医療広域連合から交付されております。また、窓口負担の見直しに伴う事業費補助金につきましては、窓口負担の見直しにより被保険者証の2回交付等に係る郵送料の補助金として156万2,870円が後期高齢者医療広域連合より交付されております。

全体の決算収支状況といたしまして、13ページを御覧ください。

歳入総額5億4,286万4,057円に対し、歳出総額は5億3,108万8,365円で、歳入歳出差引額1,177万5,692円、実質収支額は同額であります。

以上で令和4年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を終了いたします。

続いて、認定第5号令和4年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

まず、歳出から御説明をさせていただきます。

8 ページを御覧ください。

款 1 墓園事業費、項 1 墓園事業費、目 1 一般管理費、節13使用料及び賃借料の墓園管理システム使用料99万円につきましては、平成29年度から導入しております墓園管理システムの使用料でございます。節22償還金、利子及び割引料の墓所返還還付金333万6,000円につきましては、墓碑設置の見込みがなくなったなどの理由により返還されました墓所8基分に係る墓園使用料の還付金でございます。

目 2 墓園管理費、節12委託料の清掃業務委託料244万2,793円につきましては、除草、ごみ処理

等の清掃業務でございます。植木維持管理委託料318万4,500円につきましては、樹木の剪定、芝刈り、薬剤散布等の植木維持管理業務でございます。

次に、歳入について御説明をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。

款1使用料及び手数料、項1使用料、目1墓園使用料、節1墓園使用料の405万8,000円につきましては、墓園永代使用料として町内4基、町外1基分でございます。令和4年度末の区画使用の状況は899基となっております。

項2手数料、目1墓園手数料、節1墓園手数料の621万5,000円につきましては、墓園年間管理手数料の902基分でございます。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金につきましては、前年度からの繰越し364万7,129円でございます。

全体の決算収支額、収支状況といたしまして9ページを御覧ください。

歳入総額1,400万9,147円に対しまして、歳出総額は1,262万8,946円で、歳入歳出差引額138万201円、実質収支額も同じく138万201円であります。

以上で令和4年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を終了させていただきます。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 認定第6号令和4年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について詳細説明を申し上げます。

決算書の金額は資本的収支に関わるものを除いて消費税抜きで表示をしておりますが、2ページの決算報告書における収益的収入及び支出につきましては予算との対比のために税込み金額で表示をしております。

それでは、2ページ、第1項収益的収入及び支出をお願いいたします。

まず、収入の第1款事業収益は予算額5億3,609万5,000円に対し、決算額5億3,815万7,133円となり、予算額を206万2,133円上回りました。

支出では、第1款事業費用の予算額5億2,635万1,000円に対し、決算額4億9,905万7,189円となり、不用額は2,729万3,811円でございます。

次に、4ページの第2項資本的収入及び支出でございます。

収入の第1款資本的収入ですが、予算額6億1,410万2,000円に対し、決算額は7,000万円となりました。

支出の第1款資本的支出では、令和3年度からの繰越額2億149万1,000円を含む予算額10億1,431万7,000円に対し、決算額2億6,856万5,872円となり、翌年度繰越額3億9,289万3,000円を除いた不用額は3億5,285万8,128円でございます。

資本的収入額と資本的支出額との差額1億9,856万5,872円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填をしております。

次に、5ページ、損益計算書をお願いいたします。

収益的収支を項目別に精算したもので、下から3行目の当年度純利益1,940万5,172円が生じ、当年度の未処分利益剰余金となっております。この未処分利益剰余金につきましては、議案第42号令和4年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分についてで御説明しましたとおり、全額を資本金に繰り入れる提案をさせていただいております。

次に、8ページ、キャッシュ・フロー計算書をお願いいたします。

令和4年度の損益計算における純利益と貸借対照表の数値の年間変化を基に資本金の増減を表

したものでございます。第1項事業活動によるキャッシュ・フローでは2億4,938万4,066円が増加し、第2項の投資活動によるキャッシュ・フローでは有形固定資産の取得に伴う支出で1億9,651万6,096円が減少し、第3項の財務活動によるキャッシュ・フローでは企業債の収入により1,760万1,833円が増加した結果、資金は7,046万9,803円増加し、期末残高は9億4,320万6,226円となりました。

次に、9ページ、貸借対照表でございます。

年度末現在の資産、負債及び資本の各項目の状況を総括的に表したものでございます。

資産の部の第1項固定資産の合計は、58億6,042万4,672円となっております。

次に、第2項の流動資産ですが、第1号の現金・預金はキャッシュ・フロー計算書の期末残高9億4,320万6,226円で、このうち預金の残高は5億3,000円でございます。流動資金の合計は9億9,730万8,787円、固定資産と合わせた資産合計は前年度比4,382万4,930円増の68億5,773万3,459円であります。

次、10ページの負債の部、第3項の固定負債でございます。

第1号には翌々年度以降に償還する企業債の残高、第2号に退職給付引当金を計上しております。合計で8億1,786万8,858円でございます。第4項の流動負債につきまして、第1号は翌年度の企業債償還額4,844万4,158円でございます。第2号の未払金1億7,518万4,940円の内訳は、委託料などの営業未払金5,259万4,540円と工事請負費などの営業外未払金1億2,259万400円でございます。第3号預り金7,543万5,371円は、下水道使用料でございます。第4号引当金と合わせた流動負債の合計は、3億387万4,469円となっております。第5項の繰延収益は、第1号の長期前受金から第2号の収益化累計額を差し引いた20億5,678万8,933円でございます。固定負債と流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は31億7,853万2,260円となっております。

次に、11ページ、資本の部をお願いいたします。

第6項の資本金と第7項の剰余金につきましては、資本金が26億1,763万2,375円、剰余金が10億6,156万8,824円でありまして、資本合計が36億7,920万1,199円、負債と資本の合計は68億5,773万3,459円で9ページの資産の合計と同額でございます。

14ページ以降は、決算に関する説明書でございます。

14ページ、事業報告書でございます。

第1項の概況では、第1号に総括事項として令和4年度の配水量、給水人口などの動向、営業や建設改良の取り組みなどの経理状況を、15ページの第2号には経営指標に関する事項、16ページの第3号には議案の議決状況、第5号には職員の状況について記述をしております。17ページ以降には、工事や業務等の状況を掲げております。今後とも吉福浄水場の廃止に伴う導水事業や老朽管更新を実施してまいりますので、所要の財源確保と計画的な事業執行に努めてまいりたいと考えております。

次に、21ページ、収益費用明細書を御覧ください。

(款) 事業収益の主な部分では、(項) 営業収益、(目) 給水収益の(節) 水道使用料はコロナ減免がなかったこともあり前年度比7,686万7,556円増の3億6,270万6,413円、(目) 受託工事収益は給水管修繕工事の受託により前年度比2万4,180円増の9万7,639円、その他の営業収益では手数料、加入金の減により前年度比11万2,634円減の3,584万7,917円となっております。

(項) 営業外収益では、(目) 雑収益、(節) その他雑収益が、職員の異動による退職給付引当金戻入益の皆減により前年度比1,380万7,008円減の2万8,615円となっております。

22ページを御覧ください。

(款) 事業費用の(項) 営業費用、(目) 原浄水費は前年度比1,507万2,635円増となっております。

ますが、主に昨年度は電気代の高騰による動力費の増によるものでございます。

23ページをお願いいたします。

（目）配水費につきましては、山田加圧ポンプ場加圧ポンプ盤修繕等に係る修繕費95万2,980円の増等により、前年度比で174万4,588円の増となっております。

（目）給水費ですが、前年度比6万2,870円の減となっておりますが、主に修繕費の増を人件費、委託料の減が上回ったことによるものでございます。

24ページ、（目）総係費につきましては368万4,594円の増となりましたが、主に退職給付引当金の増によるものでございます。

（目）減価償却費は、前年度実施の管路更新に伴う変動により前年度比362万6,207円減の2億3,076万434円となりました。

25ページ、（項）特別損失、（目）過年度損益修正損6万3,534円は、過年度使用分の漏水認定による水道料金の還付、減額による費用でございます。

26ページの資本的収入及び支出明細書をお願いいたします。

（款）資本的収入につきましては、（項）企業債に水源整備事業として7,000万円を借り入れております。

（款）資本的支出の（項）建設改良費、（目）水源整備費では導水機能整備工事等に1億1,634万6,000円、（目）配水施設改良費では工事発注支援業務委託及び鵜地内配水管埋設工事等に総額8,881万4,500円を支出しております。

（目）固定資産購入費、（節）機械及び装置購入費922万5,700円は、老原浄水場や立岡山北配水池、山田加圧ポンプ場各施設のポンプ等について経年劣化や不具合等の発生のため更新したものでございます。（節）車両及び運搬具購入費178万1,505円は、公用自動車1台を更新したものでございます。

以上で認定第6号令和4年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第7号令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について詳細説明を申し上げます。

決算書の金額は資本的収支に係るものを除いて消費税抜きで表示をしておりますが、2ページの決算報告書における収益的収入及び支出につきましては、予算との対比のため税込み金額で表示をしております。

2ページ、収益的収入及び支出をお願いいたします。

まず、収入の第1款下水道事業収益は、予算額11億7,284万8,000円に対し、決算額11億7,247万9,683円となり、予算額を36万8,317円下回りました。

支出では、第1款下水道事業費用の予算額12億2,474万3,000円に対し、決算額11億8,385万5,535円となり、不用額は4,088万7,465円でございます。

4ページの資本的収入及び支出をお願いいたします。

収入の第1款資本的収入でございます。予算額13億4,192万8,500円に対し、決算額は8億2万4,813円となりました。予算額との差額5億4,190万3,687円の主な要因は、事業の繰越しによる国庫補助金及び企業債の減額によるものでございます。

支出の第1款資本的支出では、予算額17億1,406万9,000円に対し、決算額11億6,386万5,445円となり、翌年度繰越額4億5,631万円を除いた不用額は9,389万3,555円でございます。資本的収入と資本的支出額との差額3億6,384万632円は、当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度損益勘定留保資金で補填しております。

5 ページの損益計算書をお願いいたします。

収益的収支を項目別に整理したのですが、下から3行目の当年度純損失として2,674万6,145円が生じ、当年度末の未処理欠損金は1億3,050万8,722円となっております。

8 ページのキャッシュ・フロー計算書をお願いいたします。

令和4年度の損益計算における純損失と貸借対照表の数値の年度間変化を基に資金の増減を示したものでございます。

第1項の業務活動によるキャッシュ・フローでは減価償却関係の費用から3億2,854万1,074円が増加し、第2項の投資活動によるキャッシュ・フローでは公共ます設置工事、下水道管布設工事、流域下水道事業による無形固定資産の取得等に伴う支出で1億6,818万1,239円が減少し、そして第3項の財務活動によるキャッシュ・フローでは企業債の償還により1億8,029万8,790円減少した結果、資金は1,993万8,955円減少して、期末残高は4億6,035万8,495円となりました。

9 ページの貸借対照表をお願いいたします。

年度末現在の資産、負債及び資本の各項目の状況を総括的に表したものでございます。

資産の部の第1項固定資産の合計は、188億3,135万5,450円となっております。

第2項の流動資産ですが、第1号の現金預金はキャッシュ・フロー計算書の期末残高4億6,035万8,495円でございます。流動資産の合計は5億5,901万525円、固定資産と合わせた資産合計は193億9,036万5,975円でございます。

10ページの負債の部、第3項の固定負債でございます。

第1号には翌々年度以降に償還する企業債の残高、第2号には退職給付引当金を計上しておりまして、合計で72億3,215万5,357円でございます。第4項流動負債につきまして、第1号は翌年度の企業債償還額9億2,404万5,105円でございます。第2号の未払金1億985万9,684円の内訳は、下水道使用料徴収事務負担金及び委託料などの営業未払金、工事請負費などの資本的支出の未払金でございます。第3号の引当金と合わせた流動負債の合計は10億3,635万7,789円となっております。また、第5項の繰延収益は、第1号の長期前受金から第2号の収益化累計額を差し引いた67億7,112万6,590円でございます。固定負債と流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は、150億3,963万9,736円となっております。

次に、資本の部をお願いいたします。

第6項の資本金と第7項の剰余金につきましては、資本金が44億5,123万4,961円、剰余金は欠損金を差し引いたマイナス1億50万8,722円でありまして、資本合計が43億5,072万6,239円、負債と資本の合計は193億9,036万5,975円で、9ページの資産合計と一致しております。

13ページ以降は決算に関する説明書でございます。

13ページ、事業報告書、第1項の概況では、第1号に総括事項として当町における下水道事業の状況、令和4年度の水洗化人口などの動向、営業や建設改良の取り組みと経理状況を、14ページの第2号には経営指標に関する事項、15ページの第3号には議案の議決状況、第5号には職員の状況について記述しております。16ページ以降には、工事や業務等の状況を掲げております。

なお、令和4年度におきましては下水道使用料改定のため、改定案を行財政審議会に諮問し、答申を得た後、令和4年12月議会に条例改正案を上程し可決されましたので、令和5年7月より使用料を改定しております。今後は将来にわたり安定的に下水道事業を経営するため、5年ごとに使用料の見直しを検討するとともに経費の削減に努め、経営改善につなげていきます。

20ページの収益費用明細書をお願いいたします。

(款) 下水道事業収益の主な部分では、(項) 営業収益、(目) 下水道使用料の(節) 下水道使用料が前年度比4万5,806円増の4億6,485万4,341円、(節) 前処理場使用料が前年度比163万

7,000円減の399万7,500円となっております。

(目) 他会計負担金、(節) 一般会計負担金は、雨水処理に係る経費への一般会計からの繰入金であり、224万971円となっております。

(項) 営業外収益では、(目) 他会計負担金、(節) 一般会計負担金は、分流式・不明水処理に係る経費の一般会計からの繰入金であり、1億3,860万3,954円となっております。

(目) 他会計補助金、(節) 一般会計補助金は、減価償却に係る経費への一般会計からの繰入金であり、2億9,336万8,817円となっております。

22ページ、(款) 事業費用の(項) 営業費用では、(目) 処理場費の(節) 委託料のうち、汚泥搬入施設維持管理業務として377万9,960円を支出しております。これは、揖保川浄化センターへの生汚泥搬送時における立会、記録、報告、汚泥濃度の計測、分析、機器点検に係る人件費等を兵庫県の方に支払ったものでございます。

次に、(目) 流域維持管理経費の(節) 揖保川流域維持管理負担金2億7,115万496円は、一般分として令和4年度分は処理水量442万8,865立方メートルに対する処理負担金を2億6,788万4,132円支出し、前処理場分として処理水量1万9,935立方メートルに対する処理負担金を326万6,364円支出しております。(節) 兵庫西流域汚泥処理負担金では、しさと生汚泥に対する焼却負担金として234万1,820円を支出しております。

23ページ、(目) 総係費の(節) 委託料のうち投資財政計画策定支援業務として565万4,546円を支出しております。これは下水道使用料の改定に向け、投資財政計画の策定等をコンサルタントに委託したものでございます。

(項) 営業外費用、(目) 支払利息及び企業債取扱諸費、(節) 企業債利息では、下水道事業分と前処理場事業分を合わせて1億3,079万2,072円を支出しており、前年度比1,996万7,927円の減となっております。

(項) 特別損失、(目) 過年度損益修正損16万813円は、漏水認定による下水道使用料に係る還付金等を支出しております。

24ページの資本的収入及び支出明細書をお願いいたします。

(款) 資本的収入、(項) 受益者負担金につきましては、562万2,600円を収入しており、前年度比318万5,500円の減となっております。

(項) 他会計出資金、(目) 他会計出資金は、企業債償還元金への一般会計からの繰入金であり、5億1,738万4,713円となっております。

(項) 国庫補助金、(目) 国庫補助金は、雨水1.4号幹線整備事業、太田・原地内マンホールポンプ更新工事に対する補助金であり、2,051万7,500円となっております。

(項) 企業債、(目) 企業債につきましては、公共下水道事業債、流域下水道事業債、資本費平準化債を合わせまして2億5,650万円を借り入れており、前年度比690万円の減となっております。

25ページ、(款) 資本的支出の(項) 建設改良費、(目) 施設整備費、(節) 委託料につきましては、雨水1.4号幹線工損調査業務委託として73万3,700円、雨水1.4号幹線整備工事に伴う工事監理業務委託として773万3,000円、資材単価特別調査業務委託として26万7,300円、下水道工事に伴う工事発注支援業務委託として236万5,000円を支出しております。(節) 工事請負費につきましては、公共ます設置工事、下水道管布設工事、そのほか老朽化したマンホールポンプの更新を行うため、太田地内にありますマンホールポンプ場機器更新工事として528万円、太田・原地内マンホールポンプ更新工事として495万円、ほかに雨水1.4号幹線整備工事として4,333万9,822円を支出しております。

(目) 流域下水道事業建設負担金につきましては、一般下水道事業分として2,446万5,368円を、前処理場分として249万3,667円を支出しております。これは、揖保川流域下水道の処理場等の建設事業費から国庫補助分及び県負担分を除いた事業費を関係3市1町が負担するものでございます。

(目) 固定資産購入費につきましては、下水道の維持管理及び検査に使用している公用車が登録から17年を経過しており、老朽化で不具合が生じているため、新規で購入したものでございます。

(項) 企業債償還金、(目) 企業債償還金につきましては、下水道事業分、前処理場事業分に係る元金として合わせて9億5,418万3,503円を支出しており、前年度比2,001万4,607円の減となっております。

以上で認定第7号令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（松浦崇志）** これで日程第24、認定第1号から日程第30、認定第7号までの提案理由の説明が終わりました。

ここで令和4年度一般会計、特別会計及び企業会計の7会計決算については法令に基づいて監査委員の決算審査を受けていますので、代表監査委員から決算審査の説明を求めます。

村瀬敏紀代表監査委員。

**○監査委員（村瀬敏紀）** 令和4年度兵庫県太子町一般会計・特別会計決算審査意見書を下記について申し述べます。

審査対象ですが、兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算、兵庫県太子町特別会計歳入歳出決算、特別会計の中には、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、墓園事業の4特別会計です。付属書類ですけれども、兵庫県太子町歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、証書類を確認しました。

審査期間については、令和5年7月11日から令和5年8月17日まで。

審査の方法ですが、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び付属書類は、その計数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか、財務に関する事務が法令に準拠して処理されているかなどの点について審査しました。また、基金については、その設置目的に沿って適正に運用されているか、計数は正確であるかなどを審査しました。

なお、審査の過程では、関係職員からの説明を聴取するとともに、例月出納検査も参考にしております。

審査の結果ですが、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び付属書類の計数は正確であることを確認しました。また、基金の運用状況は、その設置目的に沿って運用され、計数は正確であると認めました。

決算の個別意見については以下に述べるとおりでありますので、御確認いただきますようお願いいたします。

続きまして、令和4年度兵庫県太子町水道事業会計決算審査意見。

審査対象は、兵庫県太子町水道事業会計決算。

審査日は、令和5年7月11日から令和5年8月17日まで。

審査の方法は、審査に当たっては、決算報告書及びその他付属書類に基づいて計数の審査と会計内容が適正に行われているか、企業の経営及び財政状況が適正に表示されているかなどの点について審査しました。

なお、審査の過程では、関係職員からの説明を聴取するとともに、例月出納検査を参考にして

審査しました。

審査の結果ですが、提出された決算書及び事業報告書、財務諸表はいずれも地方公営企業関係法令に準拠して作成され、また財政状態も適正に表示され、かつ計数は正確であることを確認しました。

個別意見については、以下を御確認いただきますようお願いいたします。

引き続き、令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計決算審査意見です。

審査対象ですが、兵庫県太子町下水道事業会計決算。

審査日、令和5年7月11日から令和5年8月17日まで。

審査の方法ですが、審査に当たっては決算報告書及びその他付属書類に基づいて計数の審査と会計内容が適正に行われているか、企業の経営及び財政状況が適正に表示されているかなどの点について審査しました。

なお、審査過程では、関係職員からの説明を聴取するとともに、例月出納検査を参考にして審査を実施しました。

審査の結果ですが、提出された決算書及び事業報告書、財務諸表はいずれも地方公営企業関係法令に準拠して作成され、財政状態も適正に表示され、かつ計数は正確であることを確認しました。

個別意見については、以下を御確認いただきますようお願いいたします。

以上で決算審査の意見について申し述べました。

以上で終わります。

○議長（松浦崇志） 決算審査の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は8月31日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

（散会 午後2時46分）